

# 第2次 伊佐市障がい者計画

---

令和3年度～12年度

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児等福祉計画

---

令和3年度～5年度



令和 3 年 3 月  
伊佐市



## はじめに



すべての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していくことが障害福祉施策の目的です。

本計画を策定する令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生により、これまで経験したことのない、「生命と健康」の危機に直面した年であります。またそのコロナ禍にあって「東京2020 オリンピック」や「かごしま国体」など国を挙げてのイベントが軒並み延期となるなど日本国内のみならず世界的に人の動きが制限され、経済活動へも大きな影響を及ぼすことになりました。

障がいのある人を取巻く環境もコロナ禍に加え、社会経済情勢の変動や生活様式等の多様化、さらには少子高齢の深刻化等により、障がいのある人の抱える課題や問題が複雑化・複合化してきているとともに、必要とする支援も幅広くなっています。

国は、これらの状況に適切に対応すべく、障害者総合支援法の制定をはじめ障がいのある人に関する制度の制定や見直しを適宜行ってきています。

本市におきましても、国の施策や指針に基づき「障がい者計画」と「障がい福祉計画等」を一体的に策定し、すべての人々が地域で活躍し、共に支え合い、生きがいをもって生活できる社会「地域共生社会」が醸成されるよう取組んでまいりますので市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、ご協力をいただきました多くの関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和3年3月

伊佐市長 橋本 欣也



## 目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の法的位置付け	1
第3 計画の期間	2
第4 計画の策定体制	3
第2章 障がいのある人を取りまく現状	4
第1 人口構造の推移	4
第2 人口の将来推計	5
第3 障がい者の現状	6
第4 障害支援区分の認定状況	10
第3章 障がい者計画	11
第1 計画の基本的方針	11
第2 施策の展開	12
第3 施策に対する意向等	23
第4章 障がい福祉計画・障がい児等福祉計画	24
第1 計画の基本指針	24
第2 数値目標	28
第3 障がい福祉計画における事業量の見込量及び確保策	32
第4 障がい児等福祉計画における事業量の見込量及び確保策	48
第5章 計画の推進体制	53
第1 関係機関との連携	53
第2 計画の進捗管理	53
資料編	54

\*「障がい」の表記について

この計画では、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名  
称等については「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。

## 第 1 章 計画の基本的な考え方

### 第 1 計画策定の趣旨

本市においては、令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする「障がい者基本計画」により「障がいのある人が、自分らしい自立した生活を送りながら、自らの能力を発揮することで自己実現をより可能とする社会」、「障がいのある人もない人も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加し、共に支え合う社会」をめざし取り組んできました。

その間、障がいのある人に関する法律や制度は多くの改正がなされました。近年では平成 28 年度から「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人もない人も同じことができるよう合理的配慮が求められることになりました。また、平成 30 年度には障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化への対応として「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されました。さらに、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に障がい者の雇入れや継続雇用を支援する「障害者雇用促進法」が令和元年に改正されています。

このように、障がいのある人に関する施策については大きく変化してきており、本市においても施策の実施状況の把握やこれまでの計画の見直しを行うとともに、障がいを取り巻く環境の変化等を踏まえ令和 3 年度からの 10 年間を計画期間とする新たな「伊佐市障がい者計画」を策定することになりました。また同時に令和 3 年度から令和 5 年度までの「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児等福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉施策を総合的、効率的に推進するものとします。

### 第 2 計画の法的位置付け

#### ○ 伊佐市障がい者計画

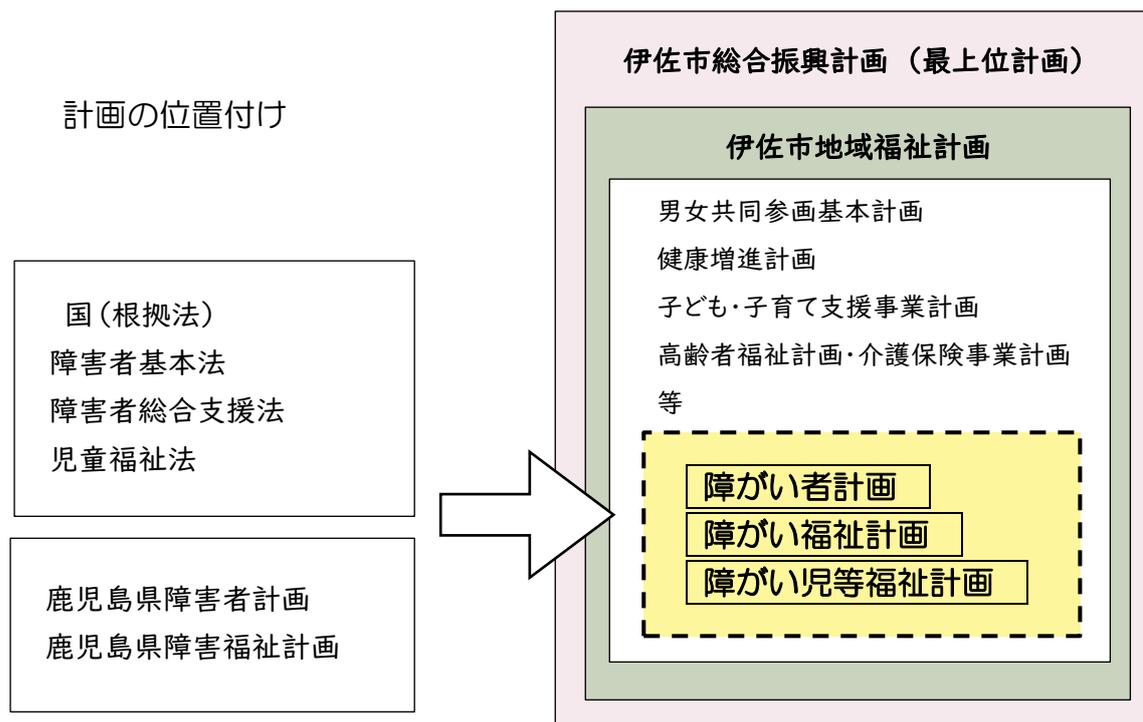
障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもので、国の定める「障害者基本計画」並びに「鹿児島県障害者計画」を基本に、「伊佐市総合振興計画」及び「伊佐市地域福祉計画」をはじめ関連計画が示す方針を踏まえ、本市における障がい福祉の方向性や目標、具体的な取組みを示します。

#### ○ 「第 6 期障がい福祉計画」

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するもので障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。国の指針に基づく目標数値、障害福祉サービスの必要量の見込み、事業や支援体制の見込量を示します。

#### ○ 「第 2 期障がい児等福祉計画」

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。国の指針に基づく目標数値、児童福祉法上のサービスの必要量の見込み、事業や支援体制の見込量を示します。



### 第 3 計画の期間

「障がい者計画」は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、必要がある場合は上位計画及び関連計画に合わせて見直すこととします。

「障がい福祉計画」及び「障がい児等福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法において、3年間を1期と定めてあることから、令和3年度から令和5年度までの計画期間とします。

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者計画	H23~R2 第1次			第2次 障がい者計画			
障がい福祉計画	第5期			第6期			
障がい児等福祉計画	第1期			第2期			

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
障がい者計画	第2次 障がい者計画						
障がい福祉計画							
障がい児等福祉計画							

## 第4 計画の策定体制

### (1) 福祉に関するアンケートの実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活実態、福祉サービスの利用状況、福祉に関する意識・意向について、また関係機関の福祉に関する意識・意向について把握し、計画策定の基礎データとなるアンケート調査を実施しました。

#### アンケート調査の実施概要

調査対象者	伊佐市に住民登録がある障がい者(児)等の中から無作為で抽出
回収率	44.0% ( 回答数 352 / 配布枚数 800 )
調査方法	郵送により調査票を配布し、返信用封筒により回収

#### 関係機関意識調査の実施概要

調査対象	・障害福祉サービス事業所、小中高等学校 など ( 配布件数 60件 )
調査方法	郵送により調査票を配布し、返信用封筒により回収 (市立小中学校は連絡便による配布回収)

### (2) 策定体制

本計画の策定にあたっては、保健、医療、福祉及び労働の関係者のほか、障がい者団体関係者、学識経験者等を委員とする伊佐市障害者自立支援協議会を体制の基本に検討協議し集約しました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和3年2月15日から同年3月16日までの期間に本計画案を広く公表し、その案に対しての意見や要望を募集する意見募集(パブリックコメント)を行いました。

## 第 2 章 障がいのある人を取りまく現状

### 第 1 人口構造の推移

本市の総人口は、平成22年までの10年間に4,204人の減少、令和2年までの10年間に4,941人が減少し20年間で約9,000人も人口が減少しています。65歳以上の人口は平成12年に10,495人で総人口に占める割合が31.3%であったものが、令和2年には10,387人で42.6%と高い高齢化率となっています。それに対し15歳未満の人口は平成12年に4,661人で13.9%あったものが令和2年度には2,590人10.6%と減少しており、少子高齢化が一層進んでいます。

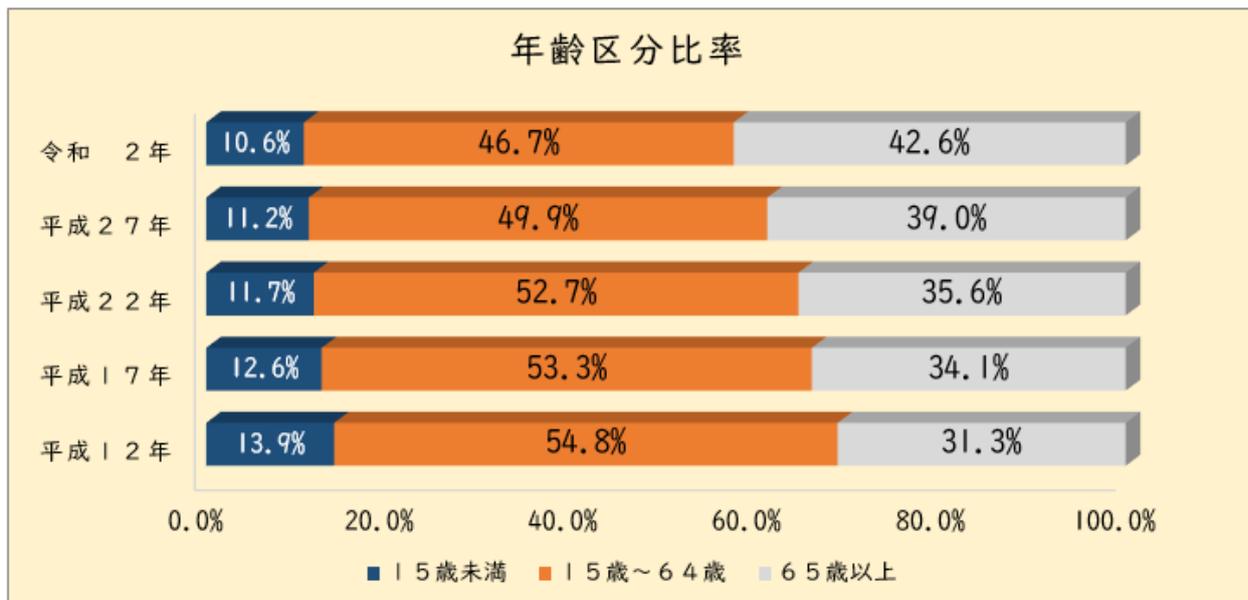
(単位：人)

年	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	令和2年 2020
総人口(推計人口)	33,508	31,499	29,304	26,810	24,363
15歳未満	4,661	3,957	3,431	2,974	2,590
15歳～64歳	18,345	16,791	15,440	13,289	11,386
65歳以上	10,495	10,749	10,429	10,385	10,387

(資料：国勢調査 各年10月1日)

(注) 1. 総人口には年齢不詳が含まれるため、年齢区分の計と一致しません。

2. 令和2年(2020)は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018)報告の市区町村別人口の推計値です。



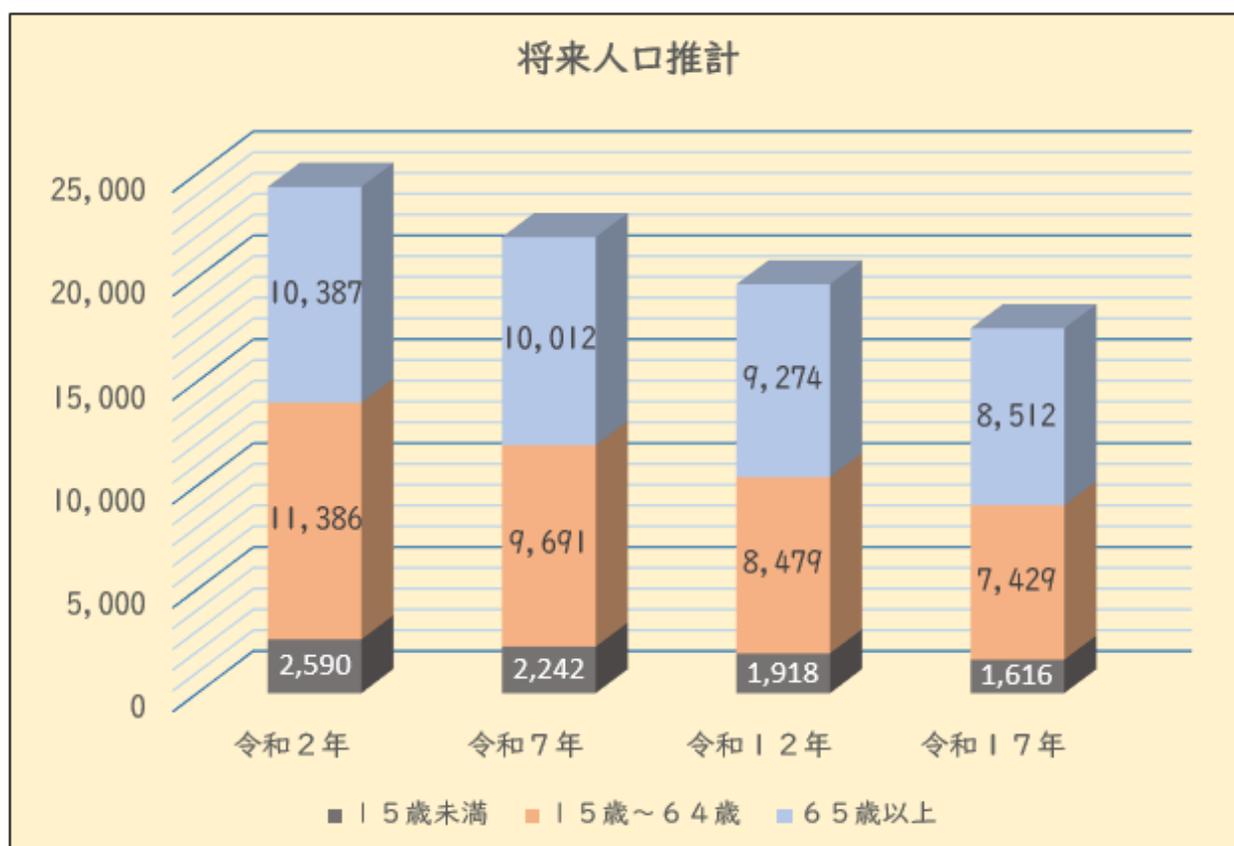
## 第 2 人口の将来推計

平成27年実施の国勢調査人口から推計された将来人口によると、今回策定する計画期間（令和3年度から令和12年度）の最終年度（令和12年）の人口は20%に迫る減少率で2万人を下回る推計値が示されています。65歳以上では、人口の減少率は低いものの総人口に占める割合（高齢化率）は47.1%と非常に高くなることが予測されています。

(単位：人)

年	令和2年 2020	令和7年 2025	令和12年 2030	令和17年 2035
将来人口	24,363	21,945	19,671	17,557
15歳未満	2,590	2,242	1,918	1,616
15歳～64歳	11,386	9,691	8,479	7,429
65歳以上	10,387	10,012	9,274	8,512

資料：国立社会保障・人口問題研究所が平成30年（2018）報告の市区町村別人口の推計値です。



### 第 3 障がい者の現状

#### (1) 障がい者数の推移

本市の障がい者数の推移を手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者の数が最も多いですが減少傾向にあります。一方で療育手帳所持者においては微増、精神障害者保健福祉手帳所持者においては横ばいで推移しています。

(単位：人)

	平成28年度 (H29.3.31)	平成29年度 (H30.3.31)	平成30年度 (H31.3.31)	令和元年度 (R2.3.31)
身体障害者手帳	1,958	1,881	1,825	1,785
18歳未満(児)	21	19	17	15
18歳以上(者)	1937	1862	1808	1,770
療育手帳	374	383	401	416
18歳未満(児)	66	64	69	66
18歳以上(者)	308	319	332	350
精神保健福祉手帳	199	229	232	222
18歳未満(児)	3	4	6	5
18歳以上(者)	196	225	226	217
合計	2,531	2,493	2,458	2,423

(各年度末日現在)



## (2) 身体障がい者の状況 (令和2年3月末日現在)

身体障害者手帳所持者を障がい内容別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚障がい、視覚障がい、音声・言語障がいの順となっています。等級別にみますと、最も重度の1級が多く27.5%となっています。

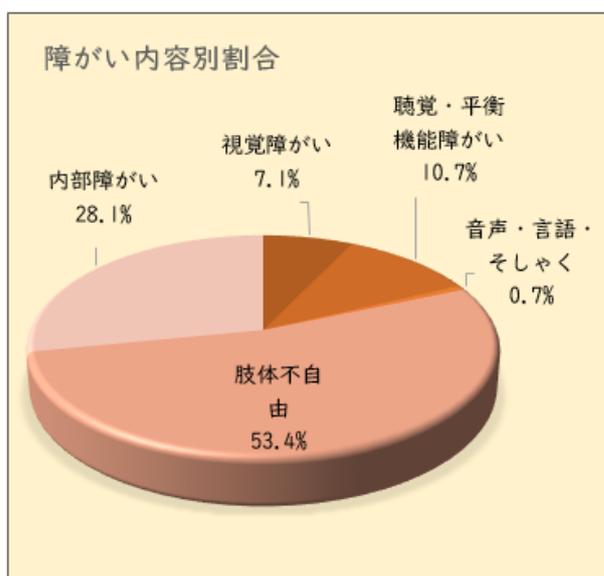
身体障害者手帳所持者 内訳

(単位：人)

障がい内容	18歳以上(者)	18歳未満(児)	合計人数	割合
視覚障がい	127	0	127	7.1%
聴覚・平衡 機能障がい	188	3	191	10.7%
音声・言語・そしゃく	12	0	12	0.7%
肢体不自由	943	10	953	53.4%
内部障がい	500	2	502	28.1%
合 計	1,770	15	1,785	100.0%

(単位：人)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	491	297	337	394	120	146	1,785
割合	27.5%	16.6%	18.9%	22.1%	6.7%	8.2%	100.0%



### (3) 知的障がい者の状況 (令和2年3月末日現在)

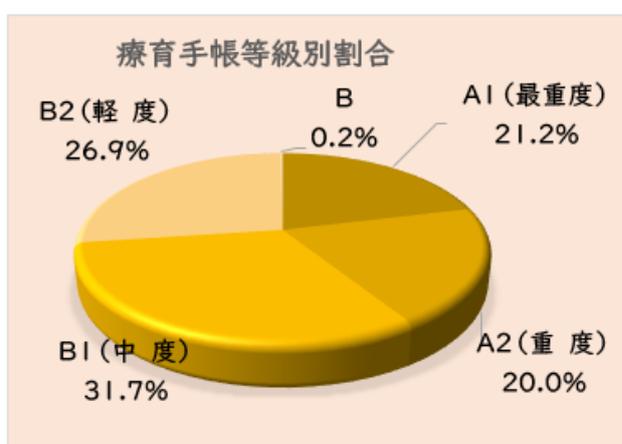
療育手帳所持者 内訳

(単位：人)

等級	18歳以上(者)	18歳未満(児)	合計人数	割合
A1(最重度)	81	7	88	21.2%
A2(重度)	72	11	83	20.0%
B1(中度)	123	9	132	31.7%
B2(軽度)	73	39	112	26.9%
B	1	0	1	0.2%
合計	350	66	416	100.0%

等級別の所持者数は、B1が最も多く31.7%、次いでB2(26.9%)、A1(21.2%)、A2(20.0%)、B(0.2%)となっています。

18歳未満(児)においてはB2が最も多く見全体の59.1%となっています。

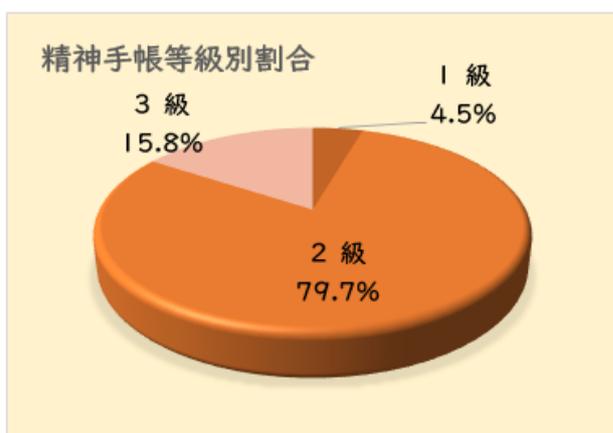


### (4) 精神障がい者の状況 (令和2年3月末日現在)

精神障害者福祉手帳所持者 内訳

(単位：人)

等級	18歳以上(者)	18歳未満(児)	合計人数	割合
1級	10	0	10	4.5%
2級	172	5	177	79.7%
3級	35	0	35	15.8%
合計	217	5	222	100.0%



等級別の所持者数は、2級が最も多く79.7%、次いで3級(15.8%)、1級(4.5%)となっています。

自立支援医療(精神通院)受給者証

年度	受給者数
平成28年度末	470人
平成29年度末	517人
平成30年度末	524人
令和元年度末	522人

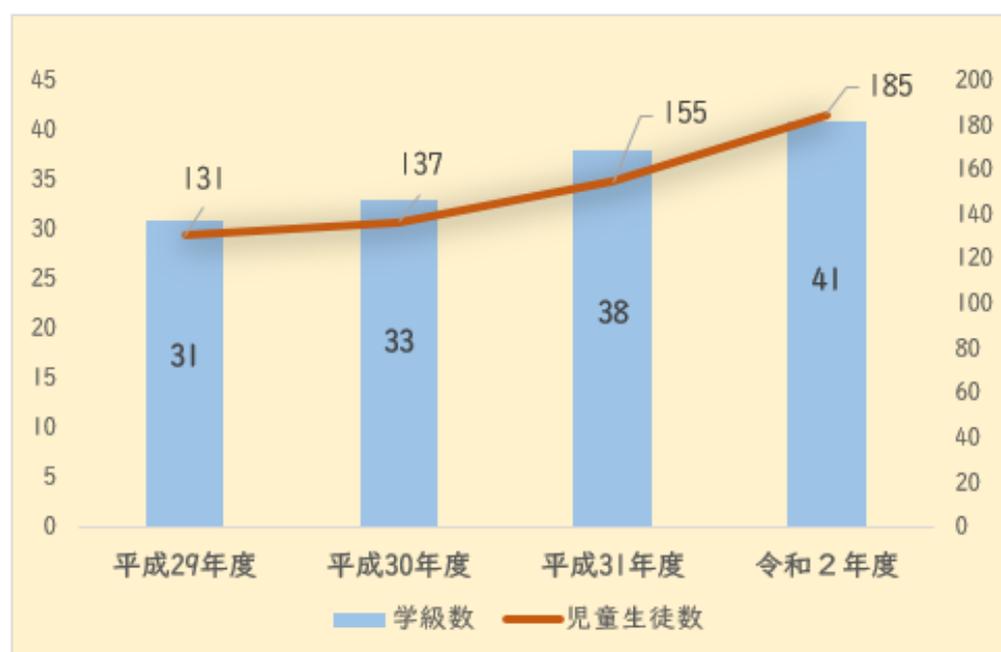
## (5) 特別支援学級の状況

本市の特別支援学級の設置数、児童生徒数ともに増加傾向にあります。特に小学校児童数においては、平成29年度との比較で48名増加し148名となっています。

(単位：学級、人)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
小学校	学級数	26	27	31	35
	児童生徒数	100	107	117	148
中学校	学級数	5	6	7	6
	児童生徒数	31	30	38	37
合計	学級数	31	33	38	41
	児童生徒数	131	137	155	185

(「伊佐市の教育行政」より各年度4月現在)



## (6) 特別支援学校（養護学校）の状況（令和2年4月1日現在）

本市の特別支援学校に通学する児童生徒数の状況です。

(単位：人)

区分	小学部	中学部	高等部	合計
児童生徒数	18	12	9	39

(県立出水養護学校 県立加治木養護学校の合計数)

## 第4 障害支援区分の認定状況

障害支援区分の認定者数は増加傾向にあり、支援の必要性が高い区分6の認定者数が令和元年度では75人となっています。

※ 障害支援区分により利用できる障害福祉サービスや利用量が変わります。

訓練等給付や相談支援給付は区分にかかわらず利用することができ、区分なしに該当する人も当該給付の利用対象者になります。

(単位：人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分なし	169	175	182	180
区分 1	2	4	6	3
区分 2	19	20	23	24
区分 3	52	53	57	58
区分 4	38	39	38	43
区分 5	44	46	43	42
区分 6	65	68	72	75
合 計	389	405	421	425

(各年度末日現在)



## 第 3 章 障がい者計画

### 第 1 計画の基本的方針

#### 1 基本理念

本計画では、障がいのある人一人ひとりの人格と個性が尊重され、だれもが住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができる社会を実現するため「障がいのある人が、障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざす」というノーマライゼーションの理念を基本に「障がいのある人が自分らしく自立した生活が送れる社会、だれもが社会の一員としてあらゆる活動に参画し、共に支え合う社会」をめざします。

#### 2 施策体系



## 第 2 施策の展開

施策の推進項目と取組みを次のように示します。

### I 啓発・広報

障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、各種の施策を実施するだけでなく、社会を構成するすべての人々が、障がい及び障がいのある人に対する理解や認識を深めていくことが大切です。

また、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成28年度から施行されたことにより、さらに啓発・広報の重要性が高まっています。

これまで、社会福祉大会などの開催や12月3日から9日の「障害者週間」などで啓発普及活動を行ってきておりますが、各種広報手段を活用した啓発普及活動を継続的に取り組むことも必要です。

障がいのある人が自らの意思で選択した地域で一人の市民として普通の生活を営むための「ノーマライゼーション」の理念のもと、現在行っている各障がい者団体との活動や市広報誌などの活用、また障がいのある人が地域における社会参加を進めるためのボランティア活動や生涯学習活動などの啓発・広報を推進し、障がい及び障がいのある人に対する理解や認識の向上に努めます。

#### (1) 啓発・広報の推進

##### ① 啓発・広報活動の充実

市の広報誌やホームページをはじめ、あらゆる媒体を利用した新しい情報の発信や啓発活動を推進します。

##### ② 障がい者理解の充実

障がいの内容や障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、社会福祉協議会や障がい者団体、ボランティア団体との連携を図り、広報やポスターなどを効果的に活用した啓発活動を推進します。

また、「障害者週間（12月3日～9日）」「障害者雇用月間（9月）」「人権同和問題啓発強調月間（8月）」「発達障害啓発週間（4月2日～8日）」「人権週間（12月4日～10日）」等の機会を活用し重点的に啓発活動に努めます。

## (2) 福祉教育の推進

### ① 地域における福祉教育の充実

障がい福祉に対する市民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座の充実に努めるとともに、福祉関係のサークル活動等の支援及びその強化に努めます。

障がいのある人に対する思いやりの心を育てていくため、学校での福祉教育の充実に努めるとともに障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくすための教育や指導の充実に努めます。

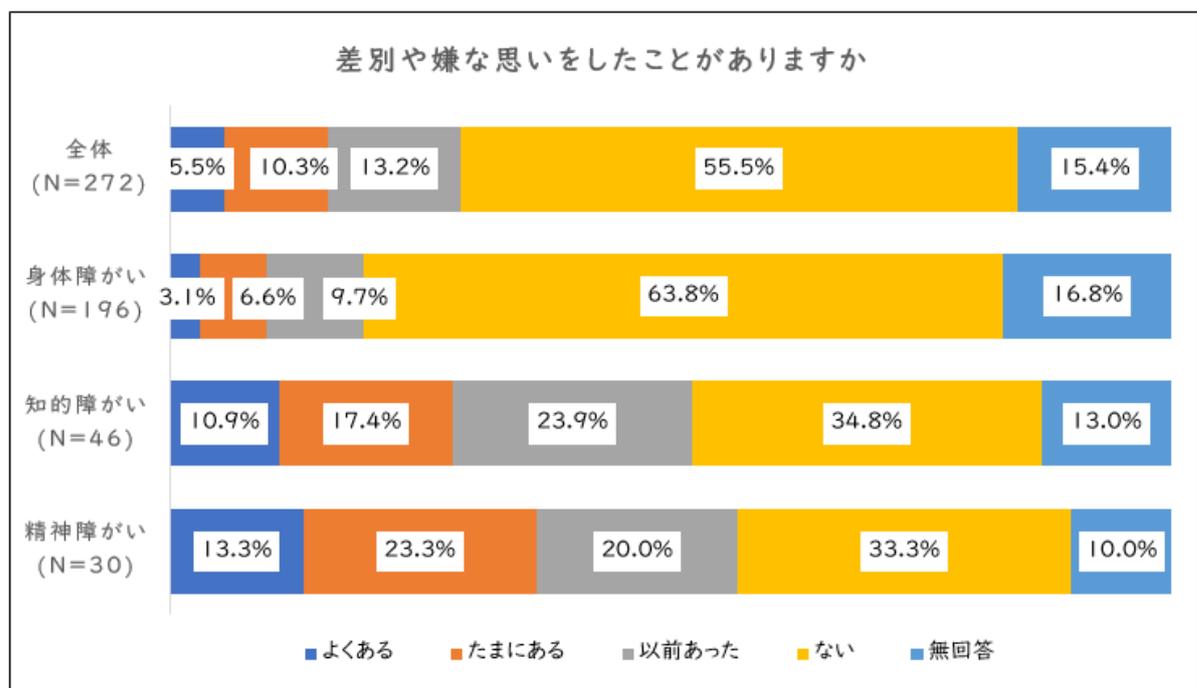
福祉に関する講演・座談会・シンポジウム等や福祉教育に関する広報活動等の充実に努めます。

### ② 民生委員・児童委員等の活動

民生委員・児童委員等は地域での福祉のこころの育成に大きな役割を果たすことから、障がいに関する研修の充実、情報提供等に努めます。

### ③ 地域コミュニティ協議会の活動

障がいのある人が住み慣れた地域でこころ豊かに暮らすためには、地域コミュニティ協議会と連携し、障がい福祉制度の理解を促し、研修会の開催や情報の提供等に努めます。



※ 令和2年度 福祉に関するアンケート調査（障がい者）結果より

## 2 生活支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、自らが望む地域で自立し、尊重し合いながら安心して日常生活や社会生活を営むためには、障がいのある人が必要とする支援が確保されるとともに生活するうえでの障壁をすべて取り除く必要があります。

障がいのある人や家族の相談体制を確立し、障がい福祉に携わる地域の関係者が集まりお互いの連携を密にするとともに、障がいのある人が可能な限り自立した生活ができるように、必要とされる福祉サービス等の充実を図っていきます。

### (1) 利用者本位の生活支援体制の整備

#### ① 身近な相談支援体制の充実

障がいのある人の持つ悩みや問題は、障がい程度や障がいの内容、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。また、障がいのある人を支える家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱えるさまざまな問題を身近で相談でき、適切な助言が受けられる相談窓口が必要であることから、複雑化・複合化してきている課題に適切に対応することのできる包括的な相談支援体制の確立に努めます。

#### ② 障がい者団体等への支援

障がいのある人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を継続します。社会福祉協議会等の福祉関係機関との連携を図り、障がい者団体相互の情報交換や障がいのある人の団体づくりに対する支援とその充実に努めます。

#### ③ 地域生活移行・定着支援

地域生活移行支援の目的は「自立生活」を支援することであり、その「自立生活」とは「地域で必要なサポートを得ながら自分らしく生活すること」です。

自己実現の自由や希望する生き方を尊重し、どのようなサポートが必要かを本人とともに考えながら、地域生活移行を支援します。

また、地域生活が可能な限り持続できるように地域全体で支える定着支援の充実に努めます。

### (2) 障害福祉サービスの充実

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供できる体制が確保されなければなりません。

利用を望まれる一人ひとりに、適正なサービスが身近な地域で利用できるように関係機関と一体になって取組めます。

### (3) 権利擁護の推進

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、その権利を守り、保障することが必要です。知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が地域の中で安心して暮らせるように福祉サービスの利用の援助や日常生活の金銭管理等を行う福祉権利擁護事業を推進します。あわせて、成年後見制度の利用促進を図るための権利擁護支援地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

また、障がいのある人に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援を行い、障がいのある人の権利擁護に努めます。

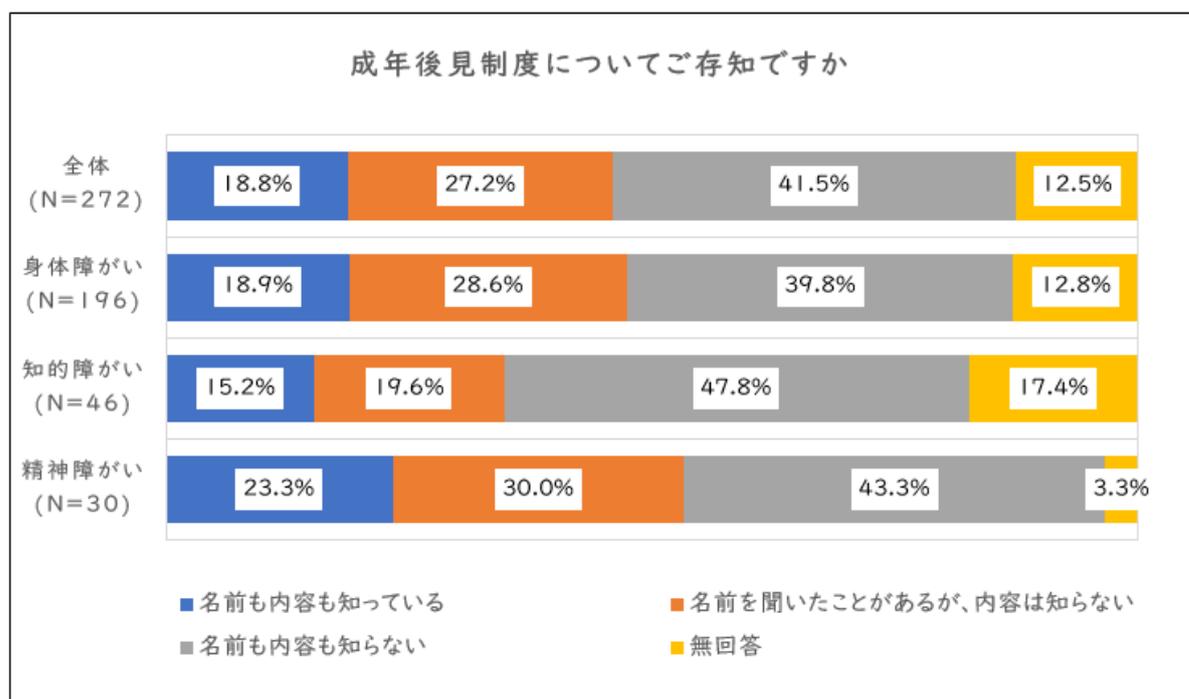
### (4) 生活安定のための施策の推進

#### ① 年金、手当制度の周知及び充実

障がいのある人の所得保証のために公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めるとともに、各種制度の充実を国や県に働きかけていきます。

#### ② 税の減免、利用料減免、各種割引制度の周知及び充実

障がいのある人の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度や各種料金の割引制度について周知を図るとともに、内容の充実、拡大を国や県に働きかけていきます。また、公共施設の利用料やNHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。



※ 令和2年度 福祉に関するアンケート調査（障がい者）結果より

### 3 生活環境

障がいのある人が地域社会において、経済・文化活動等に自主的に参加し、生きがいをもって地域生活を実現するためには、様々な障壁を取り除き、すべての人にとって暮らしやすい福祉のまちづくりに取り組む必要があります。

本市においても、公共施設の建設、改築等にあたっては、出入口のスロープ化、自動ドアの設置、手すり等の設置など障がいのある人に配慮した施設・設備の充実に努めてきました。今後も、障がいのある人が公共施設や民間施設、道路などをよりよく利用できるようバリアフリー化の推進と、移動が制約される身体に障がいのある人などについても、移動手段の充実に図り、障がいのある人等に配慮した生活環境の整備を促進していきます。

#### (1) バリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という）や障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点を踏まえバリアフリー化の促進に努めます。

#### (2) 移動交通手段の充実

障がいのある人の移動を支援するため、福祉サービスによる行動援護、同行援護また地域生活支援事業の移動支援の充実及び福祉有償運送の充実に努め、社会参加を促進します。

#### (3) 防災・防犯対策の推進

##### ① 防災対策の推進

すべての人が地域社会において安全で安心して生活するためには災害対応の充実に図る必要があります。災害発生時における障がいのある人に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所確保を行うことができるように防災知識の普及啓発をはじめとして、近隣住民の支援・協力による避難対策の構築など、防災への取組を推進します。また、災害時対策として「伊佐市災害時要配慮者避難支援プラン」による避難行動要支援者名簿の作成・活用と避難行動要支援者それぞれの状況に応じ作成する「個別支援計画」作成の促進を図ります。

##### ② 防犯対策の推進

民生委員や自主防災組織の声掛の促進や障がいのある人からの事件・事故に関する緊急通報等を円滑にするため、警察・消防等との連携強化を図ります。

## 4 保健・医療

障がいの原因には先天性のものと、病気や事故などから生じる後天性のものがありますが、いずれも早期発見、早期治療、早期療育の体制を充実する必要があります。あわせて、障がいの原因となる疾病等の予防を図るための教育や啓発を推進する必要があります。また障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域の医療体制の充実を図るとともに保健・医療人材の確保に努めます。

さらに、発達障がいについても啓発活動を含め支援策を講じます。

### (1) 障がいの原因となる疾病等の予防、治療

#### ① 乳幼児期における疾病や障がいの初期段階での気づき、早期治療、早期療育の促進

医療機関との連携を図り、乳幼児健康診査等により疾病や障がいの初期段階での気づき、早期療育に努めます。また、発達障がいに対する正しい理解の啓発と早い段階での気づきと適切な支援の充実を図ります。

#### ② 生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進

疾病等による後天的な障がいの発生を防ぐために、健康教育、健康相談、健康診査等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

#### ③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域内の関係機関の連携を強化し医療、保健相談や訪問指導等により、疾病や障がいの初期段階での気づき・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

また、こころの健康づくり講座等を実施するなど、精神障がいのある人の家族等の支援策を講じていきます。

### (2) 医療・リハビリテーション体制の充実

障がいのある人が心身機能を保持・増進していくためには、医療やリハビリテーションが不可欠なことから、これらを可能な限り身近に利用することができるよう医療機関や障害福祉サービス事業所等との連携を図ります。また、障がいのある人のニーズや医療機関の情報を把握し、障がいのある人が医療機関等を受診しやすくなるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実を図ります。

## 5 療育・教育・育成

本市においては、乳幼児を対象に健康診査や健康相談等を行い、発達に不安の感じられる乳幼児などの初期段階での気づき、早期療育を重点的に行っています。

発達の支援の場として、子ども発達支援センターなどで、子どもが個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくための療育を行い、親についても子どもに対する支援や適した生活環境をつくっていくための丁寧な説明と計画性のある支援を行っています。親子教室は、子どもとの親子活動を通して早期療育へとつなげる役割を担っています。

就学後については、特別支援学級など各学校と連携し、子どもへの教育のあり方や放課後における放課後等デイサービスを利用して家族の支援など、受け入れる体制づくりも必要となります。また、今後も早い気づき、早期療育をすすめるうえで乳幼児健診などの健康診断や現在当市で行っている子ども発達支援センターや放課後等デイサービスなど、子どもの能力向上のための支援、親子教室などの充実を重点的に推進していきます。

### (1) 教育相談、就学支援体制の充実

#### ① 療育体制の整備、充実

障がいの気づきから早期療育への迅速な対応を図り、発達支援の必要な乳幼児が早期に支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関が情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。

#### ② 療育、教育相談、就学支援体制の充実強化

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児の実態に即した就学を進めるために本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学支援に努めます。

また、障がい児を抱える保護者の不安を緩和し、できるかぎり早い時期に相談を受けられるように障がい児にかかわる療育、教育相談や就学支援等について関係機関との連携を図るとともに周知広報を図ります。

### (2) 障がい児に対する教育、保育の充実

障がいのある子どもが、生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育環境での受入ができるよう人員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状態を正確に把握することに努め、発達に応じた保育の充実を図ります。また、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を対象とした研修会等を実施し資質の向上を図ります。

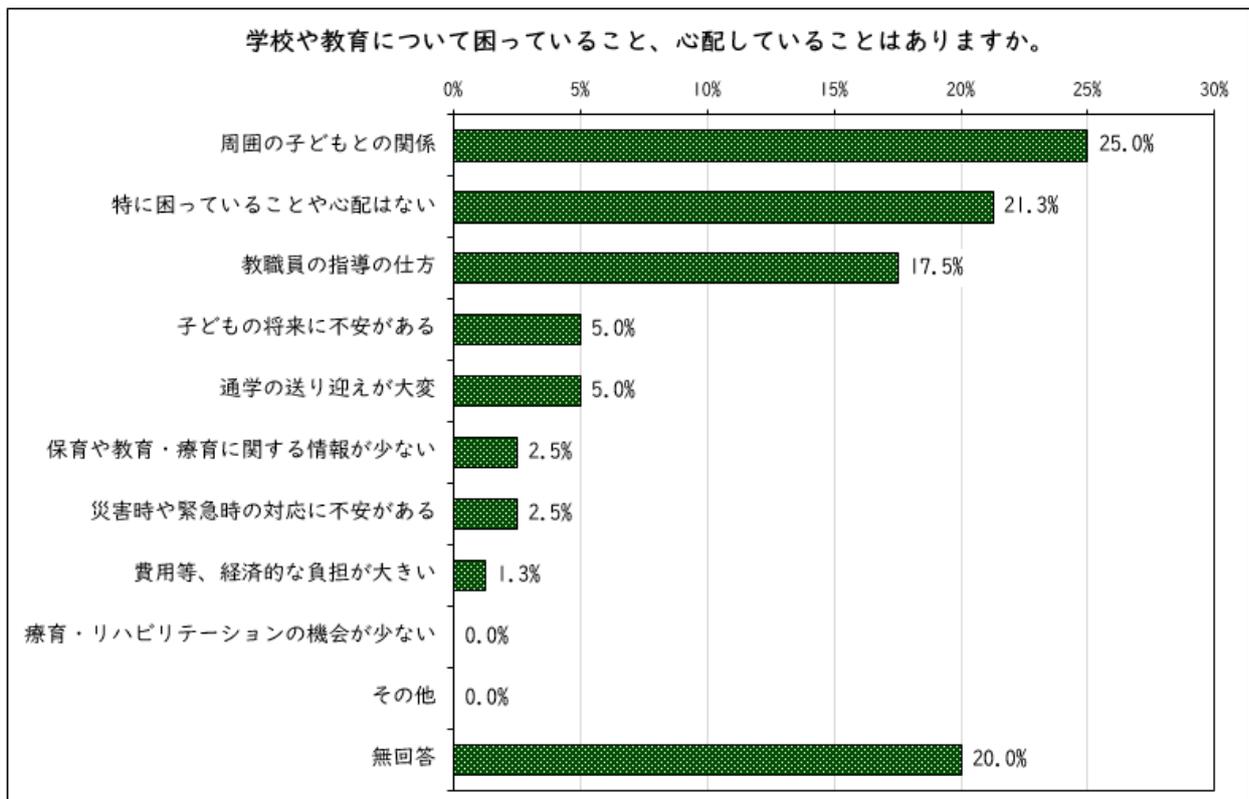
### (3) 教育環境整備の推進

障がいのある子どもが、身近な地域の学校に身体的、精神的な負担を感じることなく通い学び、体験し友と交流することは、保護者はもとより地域全体の願いであります。

できるだけ早い時期に身近な地域に特別支援学校が整備され、障がいのある子ども達の教育環境が改善されるよう努めます。また、医療的ケアを必要とする子どもが安心して通える保育・教育の環境整備を図っていきます。

### (4) 保護者に対するの助言・指導

障がいのある子どもをもつ保護者にとって、発達や病気に対する不安や学校生活や進学、就職に対する悩みが大きいことから、セミナーや情報交換会等の開催を通して、少しでも不安の解消を図るとともに医師や保健師等専門的な知識を有する人による相談支援の充実を図ります。



※ 令和2年度 福祉に関するアンケート調査（児童）結果より

## 6 雇用・就業

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活し、いきいきとした社会生活を営むためには就労の機会を保障する必要があります。障害者雇用促進法においても雇用主に障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進の措置がとられていることから、安定した雇用体制を整備しなければなりません。障がいのある人が職業につき社会経済活動に参加することで社会とっても有益なことであり、自身の生きがいや家族等の支援にもつながります。

また、障がいのある人が希望する職業や継続した就労ができるようハローワークや地域活動支援センターなどの関係機関との連携調整を図り、能力や障がいの状況に応じた就労支援、職業能力開発の機会の提供や情報発信に努めます。

### (1) 障がい者の雇用の促進

#### ① 事業主等への啓発、広報

障がいのある人が職場で働くにあたって合理的配慮がなされるとともに、障がいを理由とした不採用や賃金等の不利益が発生しないよう周知を図ります。

障害者雇用率制度における法定雇用率を達成するよう制度の周知や障がいのある人の雇用促進に努めます。

ハローワーク等の雇用関係機関と協力し、障がいのある人の雇用にかかわる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。

#### ② 就労支援の推進

働く意欲や能力がありながら就労につながらない障がいのある人の就労を支援するため、必要な情報提供や雇用就労に関する相談機関、職業能力開発校等を紹介するなど障がいのある人が望む就労につながるよう支援していきます。

### (2) 福祉的就労の促進

就労継続支援B型事業所における工賃の向上に向けた取組みを推進します。

障害者優先調達推進法に基づき、本市で定める障害者就労施設等からの物品等の調達推進指針の調達目標を達成するよう努めます。

## 7 社会参加

障がいのある人のスポーツ・文化・レクリエーション活動は、生きがいのある充実した生活を送るために重要なことであることから、障がいのある人の意思を尊重し、社会参加の促進と地域との交流の機会の提供に努めていきます。

また、移動することや思考の伝達が困難なことにより社会参加をためらうことがないよう、地域生活支援事業の移動支援や手話通訳者の派遣の活用を促しコミュニケーション支援を図ります。

### (1) 地域・福祉活動の充実

#### ① 地域活動の推進

市民が障がいに対する理解を深め、障がいのある人が社会参加しやすい環境を整備するために、手話サークルなどのボランティア活動の育成や地域ぐるみでの助け合い活動や交流会などを行い、障がいのある人が自分の意思を尊重し、社会参加できる地域活動の推進に努めます。

#### ② 地域福祉計画策定の推進

障がいのある人だけではなく、子どもや大人、高齢者共々、市民が安心・安全に生活し社会参加を容易にするため、市民の意見・意向を踏まえた地域福祉計画を策定し、福祉のまちづくりを進めていきます。

### (2) スポーツ・文化活動の振興

障がいのある人が生きがいのある充実した生活を送るために、スポーツや文化活動を通じて、市民との交流や気軽に活動に参加できる環境づくりを推進します。

#### ① 各種スポーツ活動の参加・推進

市民参加型の各種大会への積極的参加や障がいがあっても参加できるよう内容の充実を図り、障がいのある人のスポーツ活動のニーズに対応できるよう、体育協会等の各関係機関と連携してスポーツ活動への参加を推進します。

#### ② 生涯学習の充実

手軽に趣味や文化活動を楽しみながら生きがい活動ができるよう講座や教室の充実を図り文化活動を推進します。

また、社会福祉大会やふれあい講座等に手話通訳者等を配置するなど、気軽に参加できる環境づくりに努めます。

### (3) 情報提供の充実

情報の入手や発信に支援が必要な障がいのある人について、積極的に情報やツールを紹介・提供するなどし、社会参加が容易にできるよう情報バリアフリー化を進めます。

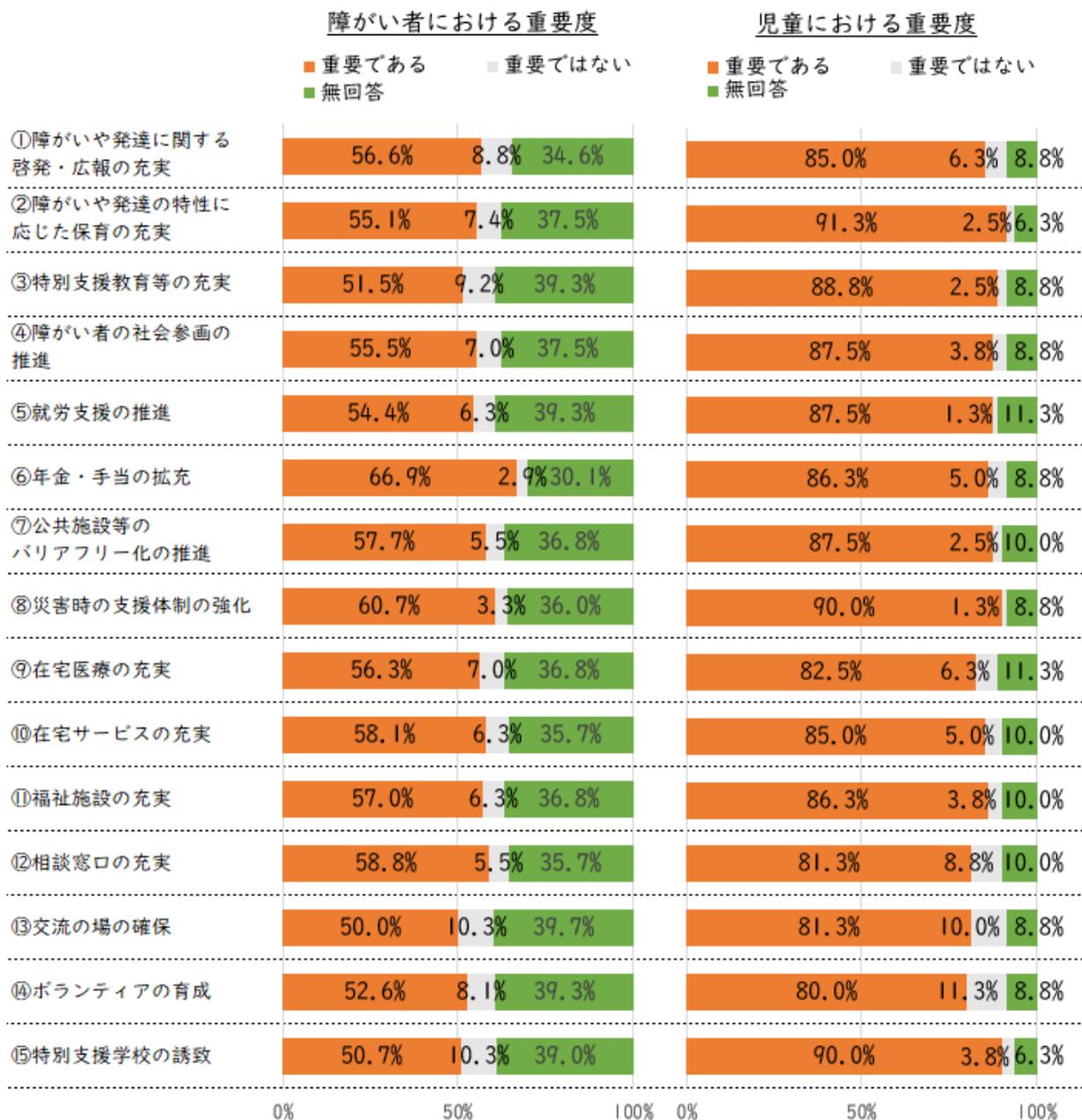
また、地域生活支援事業の中での意思疎通支援事業の活用などにより、手話通訳者の派遣、スマートフォンやタブレット等を利用した遠隔手話通訳サービスの活用など社会参加が容易になるよう情報提供に努めます。

### 第 3 施策に対する意向等

「伊佐市の取組について、今後重点的に取組むべき施策の重要度について」の結果

障がい者においては、「⑥年金・手当の拡充」の経済的な支援について、次いで「⑧災害時の支援体制の強化」の重要度が高くなっています。

児童においては、「②障がいや発達の特徴に応じた保育の充実」が最も重要度が高く、次いで「⑧災害時の支援体制の強化」、「⑮特別支援学校の誘致」となっています。



## 第 4 章 障がい福祉計画・障がい児等福祉計画

### 第 1 計画の基本指針

#### 1 計画の概要

本計画は、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制について必要量を見込むとともに、その確保策を定め、障がい福祉業務の円滑な実施に関する計画を策定するものです。

今回策定する第6期障がい福祉計画・第2期障がい児等福祉計画は、前期計画の実績並びに地域の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの計画を定めます。

#### 2 国における基本指針の主な見直し内容

##### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- 入所等から地域生活への移行について、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような支援体制を確保する。

##### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

##### (3) 福祉施設等から一般就労への移行等

- 一般就労への移行における就労移行支援事業の取組を更に進める。
- 就労定着支援の更なるサービス利用を促進する。
- 農福連携の推進に向けた取組み・大学在学中の就労移行支援の利用促進・高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援。

##### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組み

- 引続き地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組む。

##### (5) 発達障がい者等支援の一層の充実

- 発達障がい者等に対するペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること。

#### (6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容を推進する。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関に関する取組み
  - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討すること。
  - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること。
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関する取組み
  - ・ 重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってのニーズや支援体制の現状の把握。

#### (7) 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制に関して、地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う。

#### (8) 障がい者の社会参加を支える取組

- 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、読書環境の整備を計画的に推進する。

#### (9) 障害福祉サービス等の質の向上

- 障害者総合支援法の基本理念を念頭にした、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する。

#### (10) 障がい福祉人材の確保

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組む。

### 3 計画の基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念及び国が示した基本指針を踏まえ、本計画の基本理念を示します。

#### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 身近な地域で障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人、難病患者などに対し、身近な地域で必要とする支援が等しく利用できるようサービス提供の充実を図ります。

また、発達障がい、高次脳機能障がい、難病について、障害福祉サービスの対象であることの周知を図っていきます。

#### (3) 入所等から地域生活への移行・定着の支援、就労支援体制の整備

地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備に努めます。

今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援の拠点整備を進めます。

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りやサービスの確保に取組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

#### (5) 障がい児等の健やかな育成のための発達支援

障がい児等のライフステージに沿って、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

#### (6) 障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを積極的なPRに関係者が協力して取り組みます。

#### (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえて支援すべきであることから、国や県の事業を活用しながら障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 第 2 数値目標

### 1 成果目標に関する事項

国の指針に基づく成果目標について、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児等福祉計画の最終年度である令和5年度末の目標値を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

<p>&lt;国の指針による目標値設定案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。</li> <li>・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。</li> </ul>	
令和元年度末の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所者数 : 90人</li> </ul>
令和5年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活への移行者数 : 6人 (6.7%) [グループホーム入所等を見込みます。]</li> <li>・施設入所者の削減数 : 2人 (2.2%) [国の指針に即して設定します。]</li> </ul>

#### (2) 地域生活支援拠点等における機能の充実

<p>&lt;国の指針による目標値設定案&gt;</p> <p>地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。</p>	
令和元年度末の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の数 : 0箇所</li> </ul>
令和5年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の数 : 1箇所 [地域資源の実態に応じて設定します。]</li> <li>・検証及び検討の回数 : 1回 [障害者自立支援協議会で検証・検討を想定]</li> </ul>

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

<p>&lt; 国の指針による目標値設定案 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。              就労移行支援事業利用者の移行者数を令和元年度実績の 1.30 倍以上とする。              就労継続支援 A 型事業利用者の移行者数を令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上とする              就労継続支援 B 型事業利用者の移行者数を令和元年度実績の概ね 1.23 倍以上とする。</li> <li>・令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労した移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用すること。              就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすること。</li> </ul>	
令和元年度末の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数 : 6 人</li> <li>就労移行支援事業からの移行者数 : 1 人</li> <li>就労継続支援 A 型事業からの移行者数 : 2 人</li> <li>就労継続支援 B 型事業からの移行者数 : 3 人</li> </ul>
令和 5 年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数 : 8 人 (1.33 倍)</li> <li>就労移行支援事業からの移行者数 : 2 人 (2.00 倍)</li> <li>就労継続支援 A 型事業からの移行者数 : 3 人 (1.50 倍)</li> <li>就労継続支援 B 型事業からの移行者数 : 3 人 ( - )</li> <li>[利用者数の推移及び国の指針に即して設定します。]</li> <li>・一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合 : 7 割</li> <li>[国の指針に即して設定します。]</li> <li>就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所の割合 : -</li> <li>[事業所が存在しないため未設定とします。]</li> </ul>

#### (4) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

<p>&lt;国の指針による目標値設定案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。</li> <li>・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする</li> </ul>	
令和元年度末の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置 ： 1箇所 [伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ]</li> <li>保育所等訪問支援を利用できる体制 ： 1箇所 [伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ]</li> <li>・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等 ： 重症心身障がい児についても既存の児童発達支援センター等で支援を実施しています。</li> <li>・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ： 1箇所</li> <li>医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 ： 1人 配置</li> </ul>
令和5年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置 本市では、センター1箇所を設置しており、今後も子ども発達支援センターの周知と利用促進を図ります。</li> <li>・保育所等訪問支援を利用できる体制 本市では、1事業所によるサービス提供体制を構築しました。令和3年度以降も「保育所等訪問支援」サービス提供体制の充実を図ります。</li> <li>・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等 重症心身障がい児への支援は専門性を必要とされる一方、当面利用対象者の見込が少数であることから、専門の施設整備に代えて、既存のセンター・事業所等においてサービスが提供できる体制を構築しています。</li> <li>・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 協議の場の充実に向けた取組みを行います。</li> <li>医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 コーディネーターを活用した取組みを進めていきます。</li> </ul>

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

<p>&lt;国の指針による目標値設定案&gt;</p> <p>各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。</p>	
令和元年度末の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>： 市内の相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関が連携を図り対応しています。</li> </ul> </li> <li>・地域の相談支援体制の強化（相談支援事業者への専門的な訪問指導・助言、人材育成、連携強化）               <ul style="list-style-type: none"> <li>： なし</li> </ul> </li> </ul>
令和5年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>： 基幹相談支援センターの設置</li> </ul> </li> <li>・地域の相談支援体制の強化（相談支援事業者への専門的な訪問指導・助言、人材育成、連携強化）               <ul style="list-style-type: none"> <li>： 基幹相談支援センターの機能強化</li> </ul> </li> </ul>

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

<p>&lt;国の指針による目標値設定案&gt;</p> <p>・障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みを実施する体制を構築する。 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加。 障害者自立支援審査支払システム等の審査結果を分析し、それらの情報を事業所等と共有し活用する体制。</p>	
令和元年度末の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への市町村職員の参加人数               <ul style="list-style-type: none"> <li>： 1人</li> <li>[障害支援区分認定調査研修会参加者数]</li> </ul> </li> <li>・審査結果等の情報を共有する体制               <ul style="list-style-type: none"> <li>： なし</li> </ul> </li> </ul>
令和5年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への市町村職員の参加人数               <ul style="list-style-type: none"> <li>： 1人</li> <li>[障害支援区分認定調査研修会等]</li> </ul> </li> <li>・審査結果等の情報を共有する体制の実施回数               <ul style="list-style-type: none"> <li>： 1回</li> <li>[障害者自立支援協議会専門部会を活用し事業所との情報共有を図ります。]</li> </ul> </li> </ul>

## 第 3 障がい福祉計画における事業量の見込量及び確保策

### 1 障害福祉サービスの見込量及び確保策

第5期計画の実績及び地域の実態を踏まえ、第6期計画期間の障害福祉サービスの見込量を示します。

#### (1) 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護が必要な重度の障がい者に、自宅等で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助を行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要性が非常に高い人に、複数の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

#### ◎ 見込量の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して量の見込みを設定します。

同行援護については、地域内に実施事業者がなく、現に利用者がいないことから見込量を零と見込みます。また、行動援護は家族や介護者の高齢化、アンケート調査結果から利用量の増加が見込まれます。

#### ① 居宅介護

区分	期間	第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間 (時間/月)	計画	228	228	228	180	180	180
	実績	246	181	166			
利用者数 (人/月)	計画	26	26	26	10	10	10
	実績	16	12	7			

※令和2年度は令和2年10月提供分までの実績です。以下同じ

② 重度訪問介護

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間 (時間/月)	計画	148	148	148	120	120	120
	実績	120	128	39			
利用者数 (人/月)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	2	3	1			

③ 同行援護

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間 (時間/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

④ 行動援護

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間 (時間/月)	計画	4	4	4	10	16	16
	実績	14	13	9			
利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1	2	2
	実績	1	1	1			

⑤ 重度障害者等包括支援

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間 (時間/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

## 訪問系サービスの合計

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用時間 (時間/月)	計画	380	380	380	310	316	316
	実績	380	322	214			
利用者数 (人/月)	計画	30	30	30	14	15	15
	実績	19	16	9			

### 見込量確保のための方策

- 利用者のニーズを的確に把握し、障がいの程度や特性に応じ細やかなサービスが提供されるよう取組めます。
- 訪問系サービスは、障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な人に主として昼間に施設等で入浴や排せつ・食事等の介護や創作的活動・生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいや難病のある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間1年6か月）、身体機能向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間2年、長期入所・入院の場合3年）、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、一定の期間（標準期間2年）、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人のうち、就労移行支援を利用しても雇用に至らなかった人などに、生産活動などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等への連絡調整や課題解決のために必要な支援を行うサービスです。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の援助を行うサービスです。
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、施設等で短期間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

◎ 見込量の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して量の見込みを設定します。

生活介護については、利用者数に大きな変動はないものの、利用日数は着実に増加しており、今後も増加が見込まれます。同じく就労継続支援B型についても近年事業所の増加に伴い利用量の増加が見込まれます。

就労移行支援・就労定着支援については、利用者数の減少及び地域内にサービス提供事業所がないことから利用量の減を見込みます。

① 生活介護

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	2,400	2,400	2,400	2,750	2,800	2,800
	実績	2,532	2,662	2,717			
利用者数 (人/月)	計画	130	130	130	136	136	136
	実績	132	137	137			

※令和2年度は令和2年10月提供分までの実績です。以下同じ

② 自立訓練（機能訓練）

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	0	0	0	20	20	20
	実績	0	15	22			
利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	1	1	1
	実績	0	1	1			

③ 自立訓練（生活訓練）

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	480	480	480	250	250	250
	実績	304	267	226			
利用者数 (人/月)	計画	40	40	40	15	15	15
	実績	21	17	13			

④ 就労移行支援

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	260	300	350	30	30	30
	実績	131	99	28			
利用者数 (人/月)	計画	20	25	30	2	2	2
	実績	9	6	2			

⑤ 就労継続支援（A型）

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	280	300	320	320	300	300
	実績	421	359	336			
利用者数 (人/月)	計画	25	30	35	17	15	15
	実績	22	18	17			

⑥ 就労継続支援（B型）

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	1,500	1,525	1,550	2,350	2,400	2,400
	実績	1,692	2,086	2,351			
利用者数 (人/月)	計画	100	103	106	135	135	135
	実績	101	120	133			

⑦ 就労定着支援

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	0	1	1			

⑧ 療養介護

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	計画	10	10	10	13	13	13
	実績	13	14	13			

⑦ 短期入所

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用日数 (人日/月)	計画	141 (1)	141 (1)	141 (1)	176 (16)	176 (16)	176 (16)
	実績	168 (11)	185 (16)	151 (0)			
利用者数 (人/月)	計画	31 (1)	31 (1)	31 (1)	22 (2)	22 (2)	22 (2)
	実績	20 (2)	25 (2)	19 (0)			

※ 上段：福祉型＋医療型      下段：（うち医療型）

**見込量確保のための方策**

- 就労継続支援B型の利用が増加傾向にあることも踏まえ、利用者のニーズを把握しながら支援体制の確保と充実を図ります。
- 地域移行や就労による社会参加等の実現のために、必要とする人が必要とするサービスを適切に利用できるよう、情報提供と周知に努めます。また、ハローワーク、特別支援学校、サービス提供事業所、企業などの関係団体・機関との連携を強化し、就労先の確保に努めます。
- 就労継続支援事業所等を支援するため、市内の障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針に基づき、物品や役務調達の推進を図ります。
- 短期入所等については、利用者のニーズを見極め、円滑な利用促進のため事業者と連携を図ります。また、アンケートでは障がい児の利用意向が高くなっています。未就学児も利用できる体制の整備について、事業者と連携し、その実施を目指します。

(3) 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

◎ 見込量の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して量の見込みを設定します。

自立生活援助については、地域内にサービス提供事業所がないこともあり、現状は利用者がいない状況ですが、今後の利用量を見込みます。

施設入所支援については、地域生活への移行の推進を図る観点から、利用者数の減を見込みます。

① 自立生活援助

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和2年度は令和2年10月提供分までの実績です。以下同じ

② 共同生活援助

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	計画	90	92	94	80	80	80
	実績	83	82	81			

③ 施設入所支援

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用者数 (人/月)	計画	90	88	86	88	87	86
	実績	90	90	88			

**見込量確保のための方策**

- 障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえで、必要なサービスを提供できるように、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。
- また、障がいに対する理解の促進に努めるとともに、地域生活への移行を支援します。

(4) 相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成や見直していくための支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設に入所している障がいのある人や入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行する場合に、住居の確保などの相談やその他の必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	居宅において単身などで生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、その他必要な支援を行うサービスです。

◎ 見込量の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して量の見込みを設定します。

① 計画相談支援

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	計画	60	60	60	60	60	60
	実績	47	54	57			

※令和2年度は令和2年10月提供分までの実績です。以下同じ

② 地域移行支援

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	3	3	3
	実績	0	0	3			

③ 地域定着支援

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			

**見込量確保のための方策**

- 利用者のニーズに応じた最適のサービス利用ができるよう相談支援の質の向上と人材確保に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援の提供に向けて、入所施設や医療機関、福祉サービスの提供事業所などとの連携を促していきます。

## 2 地域生活支援事業の見込量及び確保策

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

第5期計画の実績及び第6期計画期間の地域生活支援事業の見込量を示します。

### (1) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活をおくることができるように支援する事業です。

#### ① 相談支援事業所

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数		4	4	3	3	3	3
実施数 (個所)	計画	1	1	2	2	2	2
	実績	1	1	1			

#### ② 基幹相談支援センター

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	計画	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

#### 見込量確保のための方策

- 障がいのある人が、身近な地域で相談が受けられるよう相談窓口の周知を図り利用促進に努めます。
- 関係事業所と連携を図り、地域の包括的な相談支援を担えるよう体制確保に努めるとともに相談支援の質の向上と人材確保に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人で判断能力が不十分な人について、財産管理や福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

① 成年後見制度利用支援事業

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	4	0	1			

※令和2年度は令和2年12月までの実績です。

見込量確保のための方策

- 制度の周知を図るとともに、今後構築される権利擁護支援地域連携ネットワーク（仮称）を活用しながら制度の利用促進を図ります。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳者派遣等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を支援する事業です。

① 手話通訳者派遣

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣件数	計画	15	15	15	10	10	10
	実績	5	0	1			

※令和2年度は令和2年12月までの実績です。

見込量確保のための方策

- 事業の周知を図るとともに、スマートフォンやタブレットを活用した遠隔手話通訳サービスの提供開始により利用促進を図ります。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある人等の自立した日常生活及び社会生活をおくることができるように、日常会話程度の手話表現技術を習得した人を養成します。

また、聴覚障がいのある人等との交流活動や市の広報活動などの支援者として期待されます。

① 手話奉仕員養成講習

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	計画	15	15	15	手話通訳者養成講習を実施		
	実績	13	11	—			

※ 令和2年度からは、手話通訳者養成講習を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止となりました。

見込量確保のための方策

□ 手話サークル団体などの協力を得ながら、手話の周知に努めるとともに、手話奉仕員養成研修後の活動の場の拡充を図ります。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、ガイドヘルパーの派遣等により外出の支援を行い、地域における自立生活や社会参加の促進を図ります。

① 移動支援事業

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	0			

※令和2年度は令和2年12月までの実績です。

見込量確保のための方策

□ サービス提供事業所の確保を図るため、市内外の事業所との委託や新規事業者の参入を促す働きかけを行います。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により日常生活の便宜を図ります。

支援用具の種類	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がいのある人等の身体介護を支援する用具や障がいのある児童が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がいのある人等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人等の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人等の情報収集、伝達や意思疎通を支援する用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消など、障がいのある人等の居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

① 支援用具別の見込量 (支給件数)

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	1	1	1			
自立生活支援用具	計画	4	4	4	3	3	3
	実績	0	0	3			
在宅療養等支援用具	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	1	3	3			
情報意思疎通支援用具	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	2	3			
排せつ管理支援用具	計画	800	800	800	890	890	890
	実績	874	913	896			
住宅改修費	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	0	4	2			
合計	計画	817	817	817	906	906	906
	実績	880	923	908			

※令和2年度は見込の数値です。

見込量確保のための方策

障がいのある人のニーズに合った用具を給付できるよう適切な情報提供に努めます。

(7) 地域活動支援センター

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活をおくることができるよう通所による創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供する事業です。

① 地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型）

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (実人数)	計画	79	79	79	令和元年度で事業終了		
	実績	95	117	—			
事業所数	計画	2	2	2			
	実績	4	4	—			

※ 地域活動支援事業実施要領による一日当たりの実利用人数等の要件を満たしていないことから令和元年度で事業終了となりました。

(8) 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

① 日中一時支援事業

期間 区分		第5期 実績			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (実人数)	計画	30	30	30	25	25	25
	実績	32	16	20			
事業所数	計画	2	2	2	5	5	5
	実績	3	5	5			

※令和2年度は見込の数値です。

**見込量確保のための方策**

□ 事業の周知を図るとともに、障がいのある人の日中活動の場を確保し、日常的に介護を行っている家族等の介護負担の軽減や就労支援を図ります。

また、身近に利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

## 第 4 障がい児等福祉計画における事業量の見込量及び確保策

### 1 障がい児等支援サービスの見込量及び確保策

第1期計画の実績及び地域の実態を踏まえ、第2期計画期間の障がい児等支援サービスの見込量を示します。

#### (1) 障がい児等通所支援

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を含め、丁寧な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児等に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流・活動のための支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

#### ① 児童発達支援

期間 区分		第1期 実績			第2期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	654	654	654	585	585	585
	実績	568	573	570			
利用者数 (人/月)	計画	81	81	81	88	88	88
	実績	74	86	85			
事業所数	計画	1	1	1	3	3	3
	実績	2	2	3			

※令和2年度は見込の数値です。

#### 見込量確保のための方策

- 利用者負担の全額助成により、並行通園でも利用しやすい仕組みを維持します。また、保育園、幼稚園、認定こども園との連携により、発達支援の充実を図ります。

② 放課後等デイサービス

期間 区分		第1期 実績			第2期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	690	690	850	850	850	850
	実績	723	734	850			
利用者数 (人/月)	計画	58	58	68	82	82	82
	実績	60	72	82			
事業所数	計画	2	2	3	3	3	3
	実績	2	2	3			

※令和2年度は見込の数値です。

見込量確保のための方策

- 利用者負担の全額助成により、利用しやすい仕組みを維持します。また、特別支援学級の在籍児童が学年の制限を受けずに利用できるなど、支援の充実について事業所との連携を図ります。

③ 保育所等訪問支援

期間 区分		第1期 実績			第2期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	4	8	12	12	12	12
	実績	1	1	12			
利用者数 (人/月)	計画	2	4	6	6	6	6
	実績	1	1	6			
事業所数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

※令和2年度は見込の数値です。

見込量確保のための方策

- 特に児童発達支援を利用していない児童の保護者や保育所等への制度周知に努め、支援の充実を図ります。

④ 居宅訪問型児童発達支援

期間 区分		第1期 実績			第2期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数 (人日/月)	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	0	0	4			
利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1			
事業所数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和2年度は見込の数値です。

**見込量確保のための方策**

- 制度周知に努めるとともに、医療的ケア児に係る連携・協議の場において支援のあり方等について検討していきます。

(2) 児童相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を利用するすべての児童が適切に支援を受けられるよう、支援利用計画の作成を行います。

① 児童相談支援

期間 区分		第1期 実績			第2期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	計画	43	43	43	43	43	43
	実績	31	40	43			
事業所数	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

※令和2年度は見込の数値です。

**見込量確保のための方策**

- ケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所の職員のスキルアップとサービス事業所との連携を図ります。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

長期間入院した後、引続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童が、家庭や地域において必要な支援を受けることができるよう各種支援の調整を行います。

① コーディネーターの配置

期間 区分		第1期 実績			第2期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

見込量確保のための方策

- 保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築します。

(4) 発達障がい児等に対する支援

子どもと保護者の関わり方や、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講等を促進します。

※ ペアレントトレーニングは、生活習慣、情緒や行動、対人関係、学習の問題など保護者の子育てに対する悩みや不安を、心理学（行動分析学）の方法を学びながら、他の保護者と話し合い、実際に取り組む中で解消し、お子さん（対象児：3歳～小中学生）によりよい行動を身につけていただくことを目指すプログラムです。

① 受講者数の設定

期間 区分	第2期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	10	10	10

(5) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた必要な見込量

国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

① 定量的な目標設定

区分	期間 利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量(人)	第2期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	23	23	23	23
認定こども園	40	40	40	40
放課後等児童健全 育成事業	15	10	12	15

## 第 5 章 計画の推進体制

### 第 1 関係機関との連携

障がい福祉施策においては、福祉部門だけではなく、医療・保健・教育・就労など多方面にわたっています。福祉課及びこども課が中心となり、庁内関係各部門と連携を図りながら計画を推進してまいります。

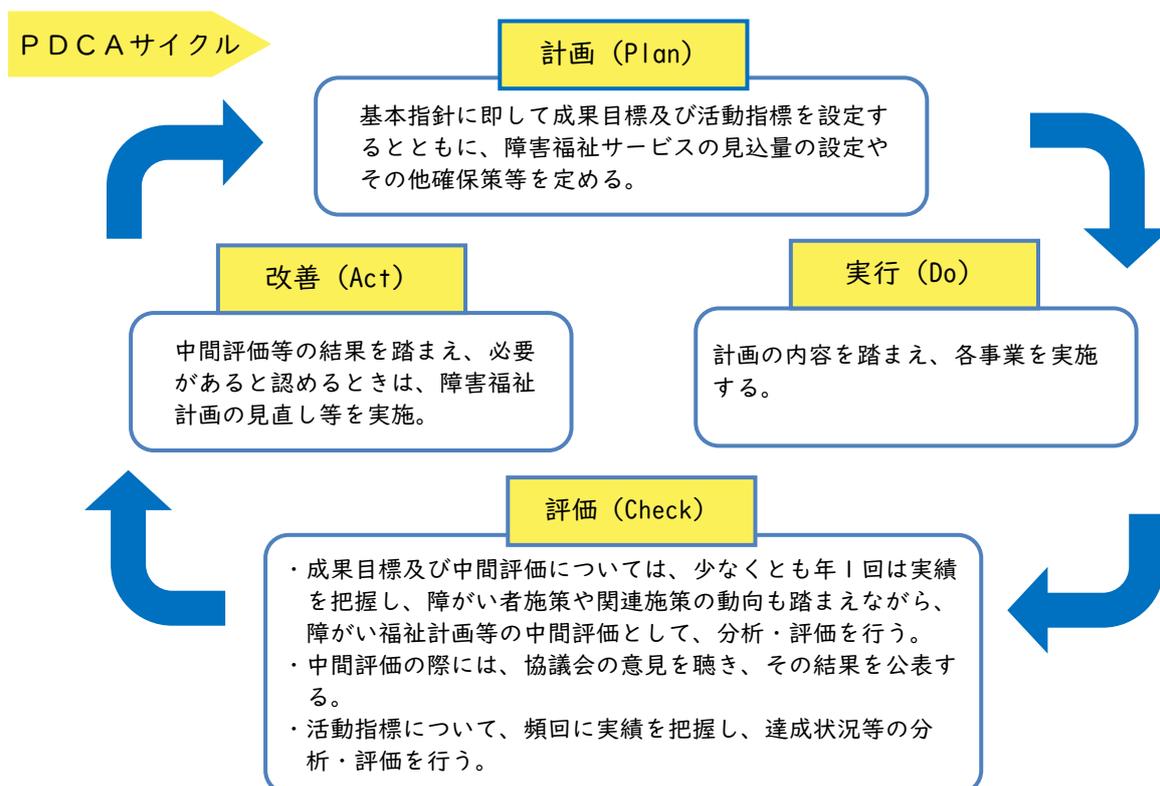
また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各部門並びに障がいのある人の支援機関や各種団体、医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化します。

### 第 2 計画の進捗管理

本計画書にある施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗管理を行う機関として伊佐市障害者自立支援協議会に結果を報告し、住民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、計画を見直すこととします。

障がい福祉計画等における基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



# 資料編

## 伊佐市障害者自立支援協議会要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、市の障害福祉に関する諸般の問題について連絡調整を図り、中核的な役割を果たす協議の場として、伊佐市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる関係機関、団体等から推薦された委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療・福祉・教育・雇用関係者
- (4) 民生委員・児童委員の代表者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) 障害当事者又はその家族

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴収等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、協議会において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

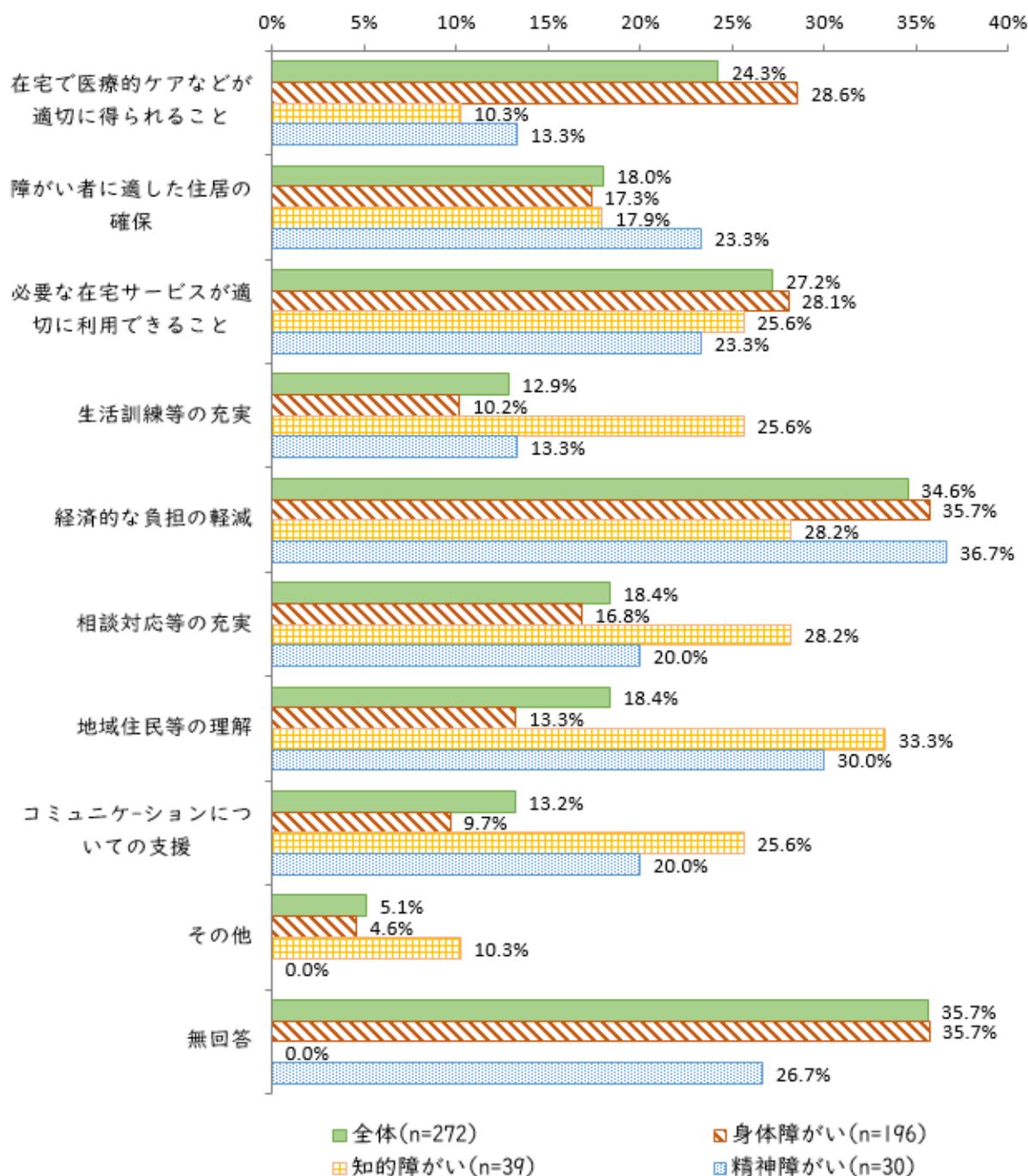
1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

伊佐市障害者自立支援協議会委員名簿

No.	氏名	所属	役職名
1	有馬 修美	障害者支援施設星空の里	施設長
2	前畑 竜郎	指定特定相談支援事業所あけぼの	管理者
3	堀ノ内 真理子	子ども発達支援センターたんぽぽ	園長
4	上園 卓哉	障害者支援施設大口園	施設長
5	内山 和行	社会福祉法人 慈和会	事務局長
6	吾孫子 幹	社会福祉法人 正念寺福社会	理事長
7	冨永 あつ子	社会福祉法人 ひまわり福社会	理事長
8	星山 耕作	社会福祉法人菱刈中央福社会	理事長
9	野村 治男	伊佐市社会福祉協議会	会長
10	前田 広則	就労継続支援B型事業所 いさ工房	管理者
11	村田 明香	就労支援センター なないろ	施設長
12	川原 功一	大口保健所	支所長代理
13	山元 洋子	国分公共職業安定所 大口出張所	統括職業指導官
14	永田 雅子	医療法人慈和会大口病院	理事長
15	武 睦子	伊佐市民生委員児童委員協議会	副会長
16	曾山 忠	伊佐市身体障害者協会	会長
17	市野瀬 陽子	伊佐市手をつなぐ育成会	会長
18	中釜 和幸	県立出水養護学校	校長
19	高橋 恵美	たんぽぽ親の会	役員
20	松元 浩幸	伊佐市役所	学校教育課長

福祉に関するアンケート調査結果より抜粋

○地域で生活するためにどのような支援があればよいと思いますか？（障がい者）

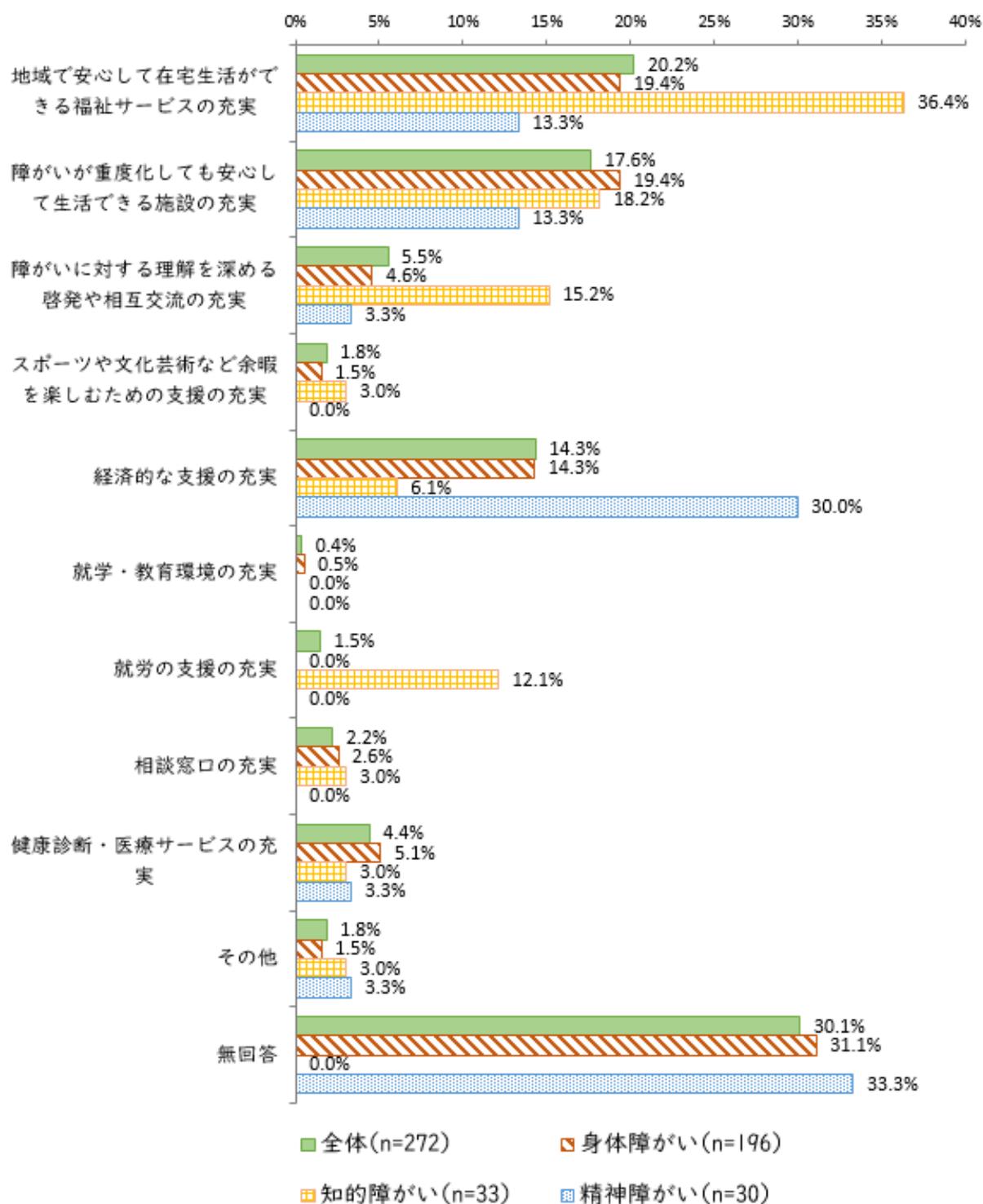


・必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が最も高くなっていますが、それ以外にも「医療的ケア」や「必要とするサービス」を「在宅」で受けられる（得られる）ことが重要であるとした回答の割合が高くなっています。

・「知的障がい者」や「精神障がい者」については、「地域住民等の理解」や「相談対応等の充実」、「コミュニケーションについての支援」も必要であるとする回答が、「身体障がい者」よりも高くなっており、周囲との関係性に大きな不安を感じ、支援を必要としていることが分かります。

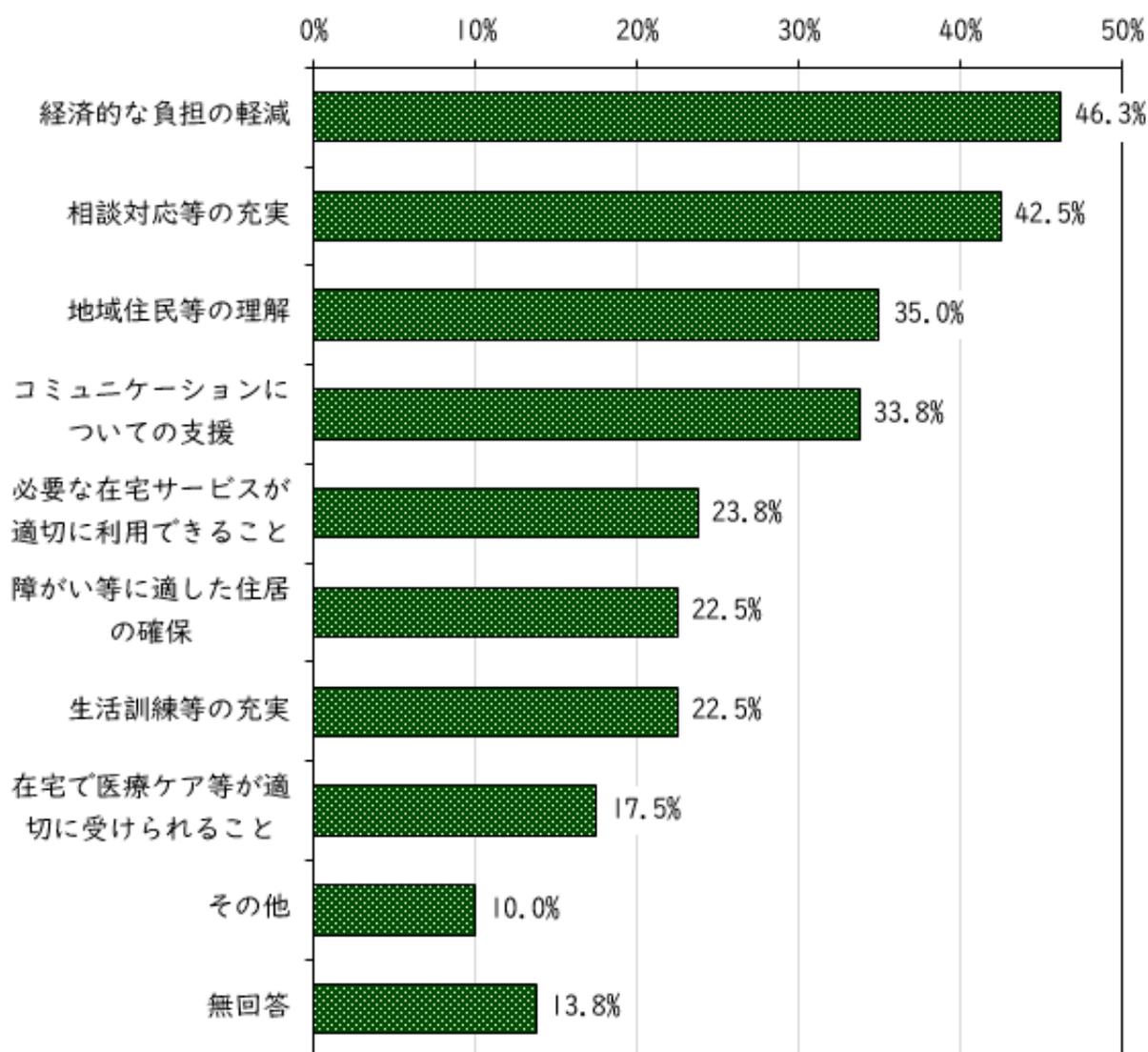
○今後どのような制度やサービスの充実を望んでいますか？

(障がい者)



- ・地域で安心して在宅生活をおくることのできる支援策が全体として最も望まれています。
- ・「経済的な支援の充実」について、精神障がいの割合が高くなっています。

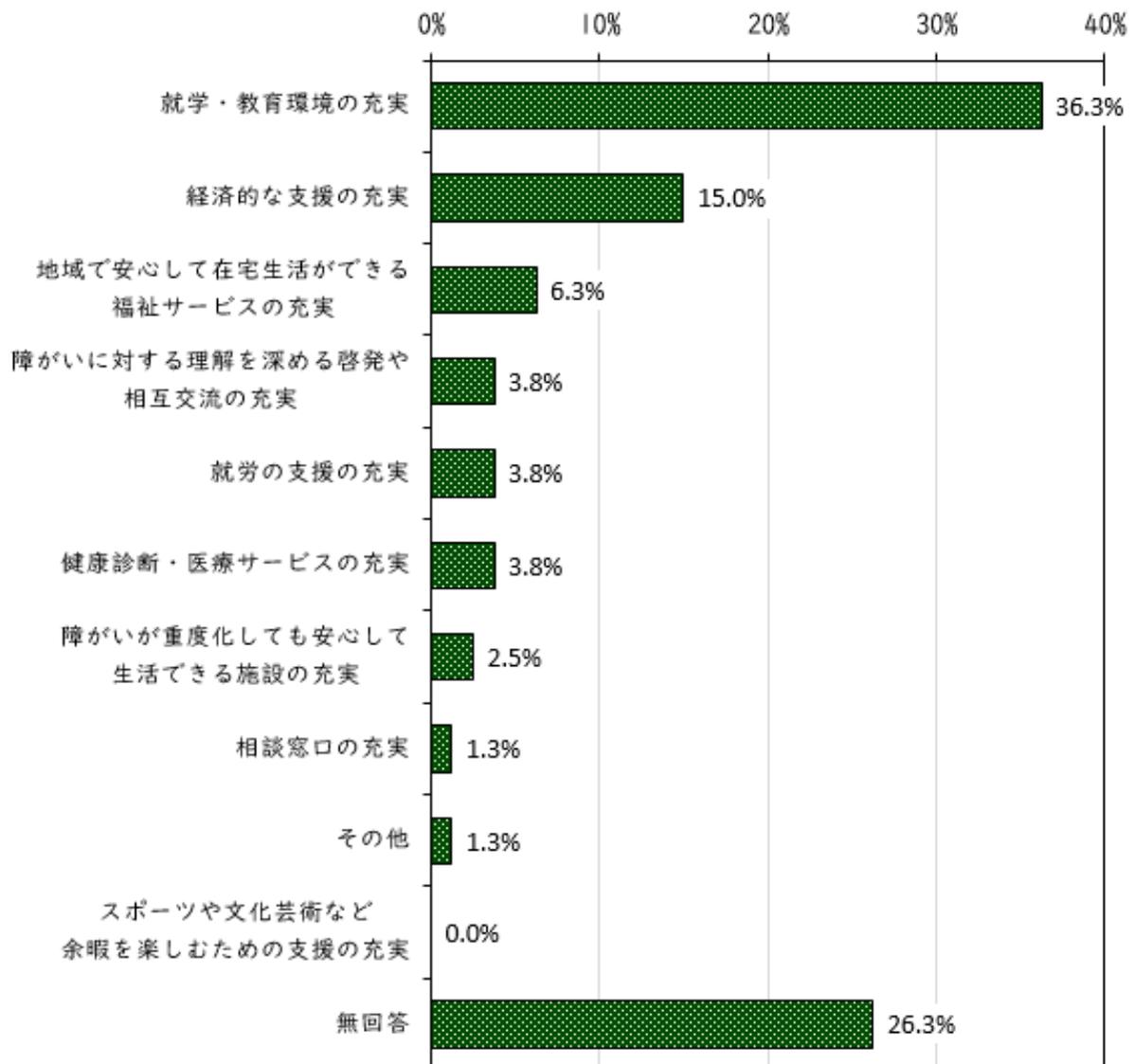
○地域で生活するためにどのような支援があればよいと思いますか？ (児童)



・障がいのある児童を抱える保護者にとって、「経済的な負担の軽減」に関する支援も重要ではありますが、最も実効性かつ即効性のある取組としては「相談対応等の充実」です。障がいのある一人ひとりの状況に応じた柔軟な相談体制と、情報の提供が求められています。

○今後どのような制度やサービスの充実を望んでいますか？

(児童)



・障がいのある児童やその保護者にとって、「就学・教育環境の充実」は最も身近で、関心の高い施策であります。身近な地域で充実した教育環境の整備が望まれています。

第2次 障がい者計画 令和3年度(2021)～令和12年度(2030)  
第6期 障がい福祉計画 令和3年度(2021)～令和5年度(2023)  
第2期 障がい児等福祉計画 令和3年度(2021)～令和5年度(2023)

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地  
発行 伊佐市役所 福祉課 障がい者支援係  
TEL 0995-23-1311 FAX 0995-22-5035

令和3年3月作成